

単価契約仕様書

消防局総務部施設課
(担当下川・乾 212-6640)

件名	(単価契約) 消防局各庁舎産業廃棄物(廃プラスチック類) 中間処理処分委託
委託内容	消防局本部庁舎他48か所において発生した産業廃棄物(廃プラスチック類) について再資源化するための処理を委託するもの。
品目、数量	廃プラスチック類、年間予定数量 8,000kg
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約条件	<p>1 本業務は、京都市契約事務規則及び関係法令等を遵守するとともに、本仕様書に基づき完全に履行すること。</p> <p>2 受注者の条件は、京都府知事又は京都市長から交付される廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処分業許可証の中に、廃プラスチック類が含まれていることとする。</p> <p>3 処理方法は、再資源化のための中間処理を行うこととし、処理後物は、有価により売却できる性状まで処理すること。</p> <p>4 搬入方法</p> <p>(1) 消防署、消防出張所等(別紙参照、以下「消防署所等」という。)48か所から排出される産業廃棄物(廃プラスチック類)の搬入は、京都市が別途指定する収集・運搬業者が行う。</p> <p>(2) 搬入は契約期間の間、収集・運搬業者の収集計画に基づき、定期的に行うものとする。</p> <p>5 年間予定数量は、廃プラスチック類8,000kgとする。ただし、予定数量であることから変動することがある。大幅な変動があっても本市は何ら補償しない。</p> <p>6 マニフェストについて</p> <p>(1) 本業務は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステム(以下、「JWNET」という。)を利用して実施することを推奨する。</p> <p>(2) 発注者、受注者のいずれかが電気回線の故障、天災その他やむを得ない理由(本業務受注者又は収集運搬業務受注者のJWNET未加入を含む)によってJWNETを利用できない場合には、電子マニフェストに代えて産業廃棄物管理票(以下、「紙マニフェスト」という。)を使用するものとする。</p>

(3) 排出時の廃棄物の内容については、J W N E T又は紙マニフェストにより明示する。

(4) 紙マニフェストを使用する場合

受注者は、収集・運搬業者から受領した紙マニフェストのうち、廃棄物受領時にB 1、B 2票を収集・運搬業者に、処分終了時にC 2票を収集・運搬業者へ、D票を排出事業場である各消防署等に返送するとともに、E票を消防局総務部施設課へ返送すること。

ア D票返送先（各消防署所等）

別紙返送先一覧のとおり

イ E票返送先

〒604-0931 京都市中京区押小路通河原町西入榎木町 450-2

京都市消防局総務部施設課 下川・乾

7 受注者は、本委託契約書を交わす際、仕様書の最終頁にある「産業廃棄物 処分受注者記入欄」の項目について必ず記入し、受注者の許可証を添付すること。また、受注者が中間処理委託の場合は、中間処理の許可証の写しとともに最終処分地の許可証の写しを必ず添付すること。ただし、最終処分地の許可証の写しを添付できない場合は、契約書を交わす際、「産業廃棄物 処分受注者記入欄」の最終処分地の項目（所在地、処理方法、処理能力等）を必ず記載すること。

8 受注者は、委託された産業廃棄物の処理処分業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、消防局総務部施設課に提出すること。ただし、業務終了報告書は、電子マニフェストの処分終了報告又は紙マニフェストD票で代えることができる。

9 処理代金は、毎月の処理量に契約単価を乗じて算出し、京都市の指定する方法により請求すること。ただし、契約した金額に円位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

10 受注者は、処理処分請求の明細として収集日、数量、排出事業者を一覧にして毎月の請求に添付すること。

11 契約を解除しようとする際に、本契約に基づき引き渡しを受けた産業廃棄物で未だ処理業務を完了していないものがあるときは、双方の責任において当該産業廃棄物の処理について、適切な措置を講じるものとする。

12 本仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに 13 に記載の施設課担当者と協議すること。

13 担当者

〒604-0931 京都市中京区押小路通河原町西入榎木町 450-2

京都市消防局総務部施設課 下川・乾

TEL (075) 212-6640

返 送 先 一 覧

令和8年度

	収集場所名	返送先	担当者	電話番号
1	消防局本部庁舎	中京区押小路通河原町西入榎木町450-2	下川	212-6640
2	消防活動総合センター	南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内94-4	井上	671-2119
3	消防学校教育管理課	南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内21-3	秋田	682-0119
4	へりポート	伏見区横大路千両松町	関	621-1834
5	北消防署	北区大宮西脇台町17-2	崎山	491-4148
6	大徳寺消防出張所	〃	〃	
7	紫明消防出張所	〃	〃	
8	中川消防出張所	〃	〃	
9	上京消防署	上京区釜座通下立売下る東裏辻町398	鹿島	431-1371
10	北野消防出張所	〃	〃	
11	左京消防署	左京区田中西大久保町36	桑原	723-0119
12	岡崎消防出張所	〃	〃	
13	鹿ヶ谷消防出張所	〃	〃	
14	岩倉消防出張所	〃	〃	
15	修学院消防出張所	〃	〃	
16	大原消防出張所	〃	〃	
17	鞍馬消防出張所	〃	〃	
18	花背消防出張所	〃	〃	
19	中京消防署	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521	澤木	841-6333
20	京都市立病院消防出張所	〃	〃	
21	東山消防署	東山区清水五丁目130-8	井上	541-0191
22	泉涌寺消防出張所	〃	〃	
23	山科消防署	山科区西野今屋敷町2-10	寺倉	592-9755
24	西勧修寺消防出張所	〃	〃	
25	大塚消防出張所	〃	〃	
26	下京消防署	下京区五条通高倉西入堺町27	山田	361-4411
27	塩小路消防出張所	〃	〃	
28	中堂寺消防出張所	〃	〃	
29	南消防署	南区西九条菅田町4-1	西田	681-0711
30	京都駅西消防出張所	〃	〃	
31	西八条消防出張所	〃	〃	
32	久世消防出張所	〃	〃	
33	右京消防署	右京区太秦蜂岡町36	河原	871-0119
34	嵯峨消防出張所	〃	〃	
35	梅津消防出張所	〃	〃	
36	御室消防出張所	〃	〃	
37	京北消防出張所	〃	〃	
38	西京消防署	西京区樫原佃19	岩本	392-6071
39	桂消防出張所	〃	〃	
40	松尾消防出張所	〃	〃	
41	洛西消防出張所	〃	〃	
42	伏見消防署	伏見区竹田七瀬川町9-1	久保	641-5355
43	南浜消防出張所	〃	〃	
44	淀消防出張所	〃	〃	
45	神川消防出張所	〃	〃	
46	向島消防出張所	〃	〃	
47	醍醐消防分署	伏見区醍醐大構町28	松田	571-0474
48	山ノ下消防出張所	〃	〃	

産業廃棄物 処 分 受注者記入欄

受注者に関する項目について、下記の欄を記入すること。

ただし、許可証のとおりであれば、『 許可証のとおり』の欄に☑の記入のみとする。

受注者の許可の事業範囲 (事業の区分)	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受注者の取り扱える 廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受注者が廃棄物の処分等 を行う場所の所在地	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受注者が行う処分方法	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受注者が行う処分の 施設の処理能力	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">※ 受注者の委託業務が中間処理の場合</div> 最終処分地について、いずれか選択して☑を記入し、不備のないようにすること。 <input type="checkbox"/> 最終処分先の許可証の写しを添付 <input type="checkbox"/> 最終処分先を下記のとおり記載	
最終処分先の所在地 ※ 名称・許可番号があれば 必ず記載すること	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
最終処分先の処理方法	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
最終処分先の 施設の処理能力	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり